

令和6年度の高齢者虐待の状況について（補足資料）

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

相談・通報・届出件数	事実確認調査を行ったもの	虐待と判断したもの	虐待ではないと判断したもの	虐待の判断に至らなかったもの
117件	106件	52件	40件	14件

(2) 虐待と判断した事案の概要

項目\事案	1	2	3
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (要介護2)	女性 70代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護3)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	施設長、複数の介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・車椅子への移乗を拒否したため、利用者の顔を押さえつけた。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (居室施錠、抑制着着用)	・利用者から腕に噛みつかれたため、利用者の顔を叩いた。

項目\事案	4	5	6
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	男性 70代 1名 (要介護2)	女性 90代 3名 (要介護4～5)	女性 90代 1名 (要介護2)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (居室施錠)	・排泄介助の際に利用者の頭や体を叩いた。 ・利用者に暴言を吐いた。	・利用者に暴言を吐いた。

事案 項目	7	8	9
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	女性 90代 1名 (要介護4)	特定困難	女性 90代 1名 (要介護3)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	特定困難 (施設としての対応)	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の発言に腹を立て、頬を叩いた。利用者の靴下を脱がせる際に足を叩いた。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (四点柵)	・オムツ交換の介助を拒否したため、利用者の胸部、頬を叩いた。

事案 項目	10	11	12
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	男女 23名 (年齢、要介護度不明)	男性 90代 1名 (要介護4)	男性 80代 1名 (要介護3)
虐待の種別	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	看護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の不在時に、居室に侵入し、金品を盗んだ。	・夜間帯に利用者と喧嘩になり、利用者の首を絞めた。	・利用者に名札をつかまされたため、利用者の腕を叩き暴言を吐いた。

事案 項目	13	14	15
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	男性 70代 1名 (要介護4)	男性 80代 1名 (要介護4) 女性 70～90代 5名 (要介護2～5)	女性 90代 1名 (要介護4) 男性 80代 (不明4名) 7名 (要介護3～5、不明1名)
虐待の種別	介護等放棄	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	看護職員	特定困難 (施設としての対応)
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	改善計画の提出指導
虐待の内容	・トイレに行きたいと訴えた利用者の介助を拒否した。 ・再度の訴えに対し、利用者を車椅子に乗せずに、裸足のままトイレに連れて行った。	・夜間帯に利用者に対し、投薬指示が出ていない薬を投与した。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (四点柵、抑制着等着用、居室施錠)

事案 項目	1 6	1 7	1 8
施設の種別	有料老人ホーム	有料老人ホーム	有料老人ホーム
被虐待者の状況	男性2名 女性3名 (年齢、介護度不明)	男性 70~90代 5名 (要介護2~5) 女性 70~90代 9名 (要介護2~5)	男性 90代 2名 (要介護3、4) 女性 90代 4名 (要介護4、5)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待、経済的虐待	身体的虐待、介護等放棄
虐待を行った従事者の職種	特定困難 (施設としての対応)	施設長	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・適切な手続きを経ず、身体的拘束行った。 (四点柵、抑制着等着用、居室施錠)	・利用者に暴行、暴言を行った。 通所介護を強制利用させた。 ・オムツ着用を強要した。 ・衛生管理・栄養管理が不適切だった。 ・必要な服薬介助、病院受診を怠った。 ・利用者から金銭を借りて返済しなかった。	・ナースコールの使用を制限する行為を行った。 ・栄養不足の食事を提供した。 ・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(四点柵) ・布団から出られないよう過度に室温を下げた。 ・他人のオムツを使用させた。

事案 項目	1 9	2 0	2 1
施設の種別	有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	男性 90代 1名 (要介護5)	女性 80代 1名 (要介護5)	女性 100歳以上 1名 (要介護4)
虐待の種別	経済的虐待	心理的虐待	心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者の銀行口座から預金を引き出し窃盗した。	・利用者の顔にタオルを被せ、精神的苦痛を与えた。	・利用者に暴言を吐いた。

事案 項目	2 2	2 3	2 4
施設の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (要介護4)	女性 90代 1名 (要介護3)	女性 90代 1名 (要介護4)
虐待の種別	性的虐待	介護等放棄	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・職員が自身の陰部を露出し、利用者に触らせた。	・ナースコールの使用を制限する行為を行った。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束行った。(腰を紐で縛る行為)

事案 項目	25	26	27
施設の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
被虐待者の状況	女性 70代 1名 (要介護度不明)	女性 80代、90代 3名 (要介護3、4)	女性 80代 1名 (要介護4)
虐待の種別	性的虐待	身体的虐待、介護等放棄、性的虐待	身体的虐待、心理的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者にわいせつな言葉を発言した。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(障害物でベッドを囲む行為) ・利用者の身体を叩く、押さえつけるなどを行った。 ・居室の扉を開けた状態でおむつ交換をした。	・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者の顔にゴムボールを投げつけた。

事案 項目	28	29	30
施設の種別	特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
被虐待者の状況	男性 70代 1名 (要介護5)	女性 80代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護1)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	心理的虐待、性的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・排泄介助を拒否した利用者の腕をタオルで縛った。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(両手首をタオルで縛る行為)	・他の入居者も利用するフロアで利用者のズボンと下着を脱がせた。

事案 項目	31	32	33
施設の種別	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
被虐待者の状況	女性 90代 1名 (要介護1)	男性 90代 1名 (要介護1)	女性 90代 1名 (要介護3)
虐待の種別	身体的虐待	性的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・介護を求める利用者の額部を叩いた。	・利用者の裸の写真を撮影し、他職員へ見せる行為を行った。	・業務多忙によるストレスから利用者の頬を叩いた。

事案 項目	3 4	3 5	3 6
施設の種別	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護
被虐待者の状況	男性 90代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護4)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った 従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が 行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (四点柵)	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。 (四点柵)	・寝具を使用せず利用者を居室の床に寝かせた。

事案 項目	3 7	3 8	3 9
施設の種別	通所介護	通所介護	通所介護
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (要介護3)	男性 80代 1名 (要介護4)	男性 80代 1名 (要介護5)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待
虐待を行った 従事者の職種	介護職員	施設長、介護職員	施設長、生活相談員
市町村が 行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・入浴介助を拒否した利用者の顔を叩いた。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(車椅子乗車時に拘束帯を使用する行為)	・入浴介助の際に利用者にわいせつな行為を行った。

事案 項目	4 0	4 1	4 2
施設の種別	通所介護	通所介護	介護老人保健施設
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (要介護5)	女性 80代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護5)
虐待の種別	身体的虐待	経済的虐待	介護等放棄
虐待を行った 従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員、看護職員
市町村が 行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・口腔ケアの介助の際に利用者の頭部、顔面を叩いた。	・利用者の鞄や財布から現金を窃盗した。	・食事を利用者に提供せずに、廃棄した。

事案 項目	4 3	4 4	4 5
施設の種別	介護老人保健施設	介護老人保健施設	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護
被虐待者の状況	女性 80代 1名 (要介護4)	女性 70代 1名 (要介護3)	男性 80代 1名 (要介護4) 女性 80代 2名 (要介護4、5)
虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待、介護等放棄、心理的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	看護職員	看護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・体重測定の際に利用者の額を叩いた。	・入浴介助の際に利用者を押さえつけた。 ・不衛生な状態で利用者を放置した。 ・利用者に暴言を吐いた。 ・利用者に握り拳を見せて威嚇した。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(家具等で行動を抑制する行為)

事案 項目	4 6	4 7	4 8
施設の種別	訪問介護	定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	介護医療院
被虐待者の状況	女性 90代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護4)	男性 80代 1名 (要介護5)
虐待の種別	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者宅にある金品を窃盗した。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(利用者を車椅子に拘束する行為。)	・転倒した利用者の頭部を殴打した。

事案 項目	4 9	5 0	5 1
施設の種別	小規模多機能型居宅介護	訪問看護	軽費老人ホーム
被虐待者の状況	女性 90代 1名 (要介護3)	女性 80代 1名 (要介護5)	女性 100歳以上 1名 (要介護4)
虐待の種別	経済的虐待	身体的虐待	身体的虐待
虐待を行った従事者の職種	介護職員	介護職員	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・利用者からの不適切な金銭の受領及び預金口座からの窃盗を行った。	・適切な手続きを経ず、身体的拘束を行った。(ベッドの柵に両手をタオルで縛る行為)	・オムツ交換の介助を拒否した利用者を叩いた。

項目	事案 5 2
施設の種別	短期入所生活介護
被虐待者の状況	男性 80代 1名 (要介護2)
虐待の種別	介護等放棄
虐待を行った従事者の職種	介護職員
市町村が行った措置	施設等に対する指導 改善計画の提出指導
虐待の内容	・車椅子への移乗介助を行わず、 利用者をベッドに放置した。

2 養護者による高齢者虐待の状況

(1) 相談・通報・届出件数

県内全市町村で 1,415 件

(2) 相談・通報者（重複あり）

区分	人数	割合(%)
介護支援専門員（ケアマネジャー）	412	27.9
介護保険事業所職員	93	6.3
医療機関従事者	82	5.5
近隣住民・知人	41	2.8
民生委員	29	2.0
被虐待者本人	84	5.7
家族・親族	136	9.2
虐待者自身	22	1.5
当該市町村行政職員	69	4.7
警察	414	28.0
その他	90	6.1
不明（匿名を含む）	7	0.5
合計	1,479	100.0

(注) 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報・届出件数 1,415 件と一致しない。

(3) 事実確認の状況

区分	件数	割合(%)
事実確認調査を行った事例	1,388	93.7
立入調査以外の方法により調査を行った事例	1,386	93.5
訪問調査を行った事例	1,027	69.3
関係者からの情報収集のみで調査を行った事例	359	24.2
立入調査により調査を行った事例	2	0.1
警察が同行した事例	2	0.1
援助要請をしなかった事例	0	0.0
事実確認調査を行っていない事例	94	6.3
相談・通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	79	5.3
相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	15	1.0
合計	1,482	100.0

(注) 事実確認の状況には、令和5年度以前に通報があったもののうち、令和6年度にかけて事実確認調査を行った67件を

含むため、合計件数は令和6年度の相談・通報件数 1,415 件と一致しない。

(4) 事実確認調査の結果

区分	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	506	36.5
虐待ではないと判断した事例	536	38.6
虐待の判断に至らなかった事例	346	24.9
合計	1,388	100.0

(5) 虐待の種別（複数回答）

区分	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	363	88	190	3	79
割合(%)	70.3	17.1	36.8	0.6	15.3

(注1) 虐待の種別には重複があるため、合計は虐待判断事例の件数506件と一致しない。

(注2) 虐待の種別ごとの割合は、被虐待者の実人数516人に対する割合である。

(6) 被虐待高齢者の状況

ア 被虐待高齢者の性別

区分	男性	女性	不明	合計
人 数	130	386	0	516
割合(%)	25.2	74.8	0	100.0

イ 被虐待高齢者の年齢別

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人 数	32	49	93	134	116	91	1	516
割合(%)	6.2	9.5	18.0	26.0	22.5	17.6	0.2	100.0

ウ 被虐待高齢者の男女別発生率

(65歳以上高齢者数：令和7年4月1日現在)

性別	人数(人) (A)	65歳以上高齢者数(人) (B)	発生率 (A／B×10,000)
男性	130	601,499	2.16
女性	386	828,162	4.66
計	516	1,429,661	3.61

※発生率は、高齢者1万人当たり「虐待と判断した数」

エ 要介護認定者数及び要介護状態区分

○被虐待高齢者の要介護認定

区分	人 数	割合(%)
未申請	93	18.0
申請中	8	1.6
認定済み	411	79.7
認定非該当(自立)	3	0.6
不明	1	0.2
合計	516	100.0

○要支援・要介護状態区分

区分	人 数	割合(%)
要支援1	32	7.8
要支援2	34	8.3
要介護1	123	29.9
要介護2	78	19.0
要介護3	79	19.2
要介護4	43	10.5
要介護5	22	5.4
不明	0	0.0
合計	411	100.0

オ 要介護認定者の認知症日常生活自立度

区分	人 数	割合(%)
自立又は認知症なし	38	9.2
自立度I	71	17.3
自立度II	159	38.7
自立度III	83	20.2
自立度IV	26	6.3
自立度M	10	2.4
認知症はあるが自立度不明	18	4.4
認知症の有無が不明	6	1.5
合計	411	100.0
自立度II以上(再掲)	(296)	(72.0)

(注)「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度I」が含まれている可能性がある。

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判断基準
自立度I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内でも社会的にもほぼ自立している。
自立度II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
自立度III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
自立度IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
自立度M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門治療を必要とする。

カ 被虐待高齢者における虐待者との同居の有無

区分	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人 数	315	138	59	3	1	516
割合(%)	61.0	26.7	11.4	0.6	0.2	100.0

キ 世帯構成

区分	単身世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人 数	39	149	176	57	35	59	1	516
割合(%)	7.6	28.9	34.1	11.0	6.8	11.4	0.2	100.0

ク 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人 数	133	48	188	110	8	5	14	10	12	0	528
割合(%)	25.2	9.1	35.6	20.8	1.5	0.9	2.7	1.9	2.3	0.0	100.0

(注) 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ数。

(7) 虐待への対応策について

ア 分離の有無

区分	件 数	割合(%)
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	148	20.3
被虐待者と虐待者を分離していない事例	361	49.5
現在対応について検討・調整中の事例	11	1.5
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	129	17.7
その他	81	11.1
合 計	730	100.0

(注) 令和5年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が令和6年度となった事例210件を含むため、合計は被虐待高齢者の人数516人と一致しない。

イ 分離を行った事例の対応

区分	件数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	53	35.8
うち、面会の制限を行った事例	8	
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	12	8.1
うち、面会の制限を行った事例	5	
緊急一時保護	21	14.2
うち、面会の制限を行った事例	17	
医療機関への一時入院	30	20.3
うち、面会の制限を行った事例	7	
上記以外の住まい・施設等の利用	23	15.5
うち、面会の制限を行った事例	7	
虐待者を高齢者から分離(転居等)	5	3.4
うち、面会の制限を行った事例	1	
その他	4	2.7
うち、面会の制限を行った事例	1	
合 計	148	100.0

ウ 分離していない事例の対応の内訳（複数回答）

区分	件数	割合(%)
経過観察（見守り）	51	14.1
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	256
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	7
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	32
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	101
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	22
	その他	67

(注1) 分離を行っていない事例の対応ごとの割合は、被虐待高齢者と虐待者の分離を行っていない361件に対する割合。

(注2) 「経過観察（見守り）」には、他の対応と重複がない事例のみ計上。

エ 被虐待者への権利擁護に関する対応

成年後見制度については、「利用開始済み」が30件、「利用手続中」が22件。

これらを合わせた52件のうち、市町村長申立ての事例は37件であった。一方、「日常生活自立支援事業の利用」は10件であった。

(8) 市町村における体制整備（令和6年度末現在）

区分	市町村数	割合(%)
対応窓口部局の住民への周知（調査対象年度中）	53	88.3
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	50	83.3
高齢者虐待について、講演会や市町村広報紙等による住民への啓発活動	39	65.0
居宅介護サービス事業者に法について周知	43	71.7
介護保険施設に法について周知	42	70.0
独自の対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	58	96.7
民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	37	61.7
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	18	30.0
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	19	31.7
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	57	95.0
地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	44	73.3
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	31	51.7
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	53	88.3
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	52	86.7
高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	26	43.3
虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	57	95.0
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	57	95.0
終結した虐待事案の事後検証について	22	36.7